高浜3、4号「合格」

12/18 福井新聞

再稼働前提審査 「新基準に適合」

原子力規制委員会は十七日の定例会合で、再稼働の前提となる審査を進めている関西電力高浜原発3、4号機（高浜町）について「新規制基準に適合している」と結論付けた「審査書」の案を了承した。3、4号機は事実上、審査に合格した。東京電力福島第一原発事故を教訓に過酷事故や地震、津波対策を強化した新基準に基づく審査の合格は、九州電力川内1、2号機（鹿児島県）に続き二例目。今後、工事計画の審査や運転前の検査、地元同意の手続きなどが必要で、再稼働は来年春以降になる見通し。

＝関連②③⑧⑳㉑面、審査書案要旨⑨面

川内に続き2例目

規制委は審査書案への科学的・技術的な意見を来年一月十六日まで公募し正式な審査書をとりまとめる。

田中俊一委員長は記者会見で「稼働に必要な条件を満たしているか審査した。イコール事故ゼロではない」と述べ、合格すれば安全とする考え方にくさを刺した。審査を担当した更田豊志委員長代理も会合で「安全性向上に終わりはない」と強調した。

事故に備えて避難計画を策定する三十キロ圏内に滋賀県や京都府の自治体も含まれるため、地元同意の範囲や手続きの進め方も焦点となりそうだ。

関電は昨年七月の新基準施行当日に審査を申請した。事故時の対応拠点となる緊急時対策所を同じ敷地内にある1、2号機の建屋に設置することから、将来1、2号機を再稼働させる場合はあらためて3、4号機の審査が必要となる。1、2号機では原則四十年の運転期間の延長を目指した特別点検を今月一日に始めている。

また当初、海抜三・五メートルの敷地に対し二・六メートルの津波を想定していたが、規制委の指摘や計算ミスの発覚を受けて見直し。敷地への遡上高を最高で海抜約六・五メートルとした。

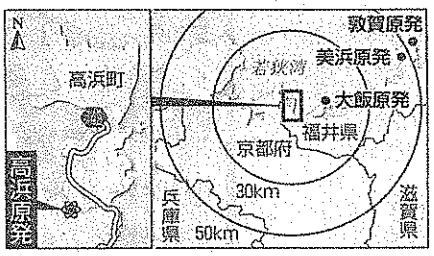

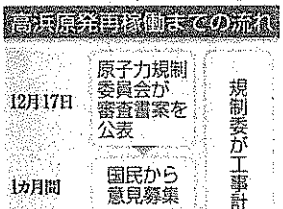

原子力規制委

「地元の範囲」が焦点

解説

関西電力高浜原発3、4号機が新規制基準の適合審査に事実上合格したことを受け、再稼働に向けた焦点は「地元同意」に移る。問題はその範囲だ。東京電力福島第一原発事故後、避難計画の策定を義務付けた地域が原発の半径三十キロ圏に拡大した以上、少なくとも三十キロ圏の自治体を対象と考えるのが自然だろう。

高浜原発三十キロ圏には、福井、京都、滋賀の三府県の計十二市町が含まれ、計十八万三千人が住む。この七割を占める京都府の山田啓二知事は、再稼働の判断に対する発言権を求めている。三十キロ圏のすぐ外側に「近畿の水がめ」である琵琶湖を抱える滋賀県の三日月大造知事も同様だ。

これに対し、西川一誠知事は地元同意の範囲を「福井県と高浜町」とする従来の姿勢を崩していない。既に審査に合格した九州電力川内原発1、2号機でも、鹿児島県は地元の範囲を県と立地自治体の薩摩川内市に限定した。再稼働に前向きな安倍政権は範囲を隣接自治体などに広げれば、手続きや説得に時間がかかるとして「川内モデル」を後押しする姿勢を示している。

福島の事故で原発の「安全神話」は崩れ、政府が「世界最高水準」と自負する原子力規制委員会の審査に合格してもなお、田中俊一委員長自ら「リスクゼロではない」と事故が起きる可能性を認めている。住民を守る避難計画は規制委の審査の対象外で、実効性は担保されていない。

どこの自治体の住民であろうと、同じ三十キロ圏である以上、事故で飛散する放射性物質によって健康を損ない、故郷を失うリスクは変わらない。立地自治体という線引きで同意の権限を決めてしまう方法で、住民が納得するだろうか。放射性物質が風に乗って広域に拡散する現実を考えれば、三十キロ圏外の住民だって黙ってはいまい。（西尾述志）

「遅滞なく進めて」

西川知事

西川一誠知事は、審査書案の公表を受け「原子力規制委員会は残る手続きについて日程を明確にし、遅滞なく進めるべきだ。関電も今後審査に適切に対応し、安全確保に万全を期す必要がある」とした上で、政府に対しても「原子力の重要性を国民に強く訴え、責任あるエネルギー政策を揺るぎなく実行すべきだ」と求めるコメントを発表した。

「判断を尊重する」

高浜町長

高浜町の野瀬豊町長は町役場で記者団の取材に応じ、「規制委の判断を尊重したい」と歓迎した。再稼働のための手続きの一つ、地元同意に関しては「町議会での判断を踏まえ、私が決断したい」と述べた。さらに、これまでの審査を振り返り「新基準で審査のプロセスが手探りだった。必要な期間だったとはいえ、かなり時間がかかったなという思いはある」と話した。